

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 20 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都渋谷区本町一丁目 6 番 2 号
カシオ計算機株式会社
取締役社長 榎尾 和雄

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、株式会社証券保管振替機構が当社の普通株式を取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等(株券等保管振替制度をご利用されていない株主様及び登録株式質権者様)のために当社が特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号
住友信託銀行株式会社

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項(氏名又は名称、株式数等)を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の、株券等保管振替制度をご利用の株主様及び質権者様につきましては、同法附則第 7 条の規定により、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社株式が記載又は記録されます。

以 上